

○近江八幡市隣保館条例

昭和39年3月26日

条例第11号

注 平成12年3月から改正経過を注記した。

(隣保館の設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号の規定に基づいて、近江八幡市に隣保館を設置する。

(平12条例44・一部改正)

(隣保館の位置、名称)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

近江八幡市末広会館 近江八幡市武佐町27番地

近江八幡市八幡会館 近江八幡市出町63番地の1

近江八幡市桐原会館 近江八幡市中小森町1178番地

(隣保館の事業)

第3条 隣保館は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 同和行政の総合調整を推進し、同和问题解決のための総合センターとしての機能を果たすこと。
- (2) 同和問題の調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) 同和地区住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (4) 同和地区住民の各種講習、相談及び指導に関すること。
- (5) 関係機関・団体との連絡協調に関すること。
- (6) 各種社会福祉事業及び保健衛生に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事業

(隣保館の職員)

第4条 隣保館に次の職員を置き、市長がこれを任免する。

- (1) 館長 1名
- (2) 主事 若干名
- (3) その他必要な職員 若干名

2 隣保館の職員の給与については、市諸給与条例を適用する。

3 非常勤特別職である場合の館長の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。

4 市長は、特別の事情があると認めた時は、館長の任期中でもこれを解嘱することができる。

(隣保館の経費)

第5条 隣保館の維持運営に要する経費は、市費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(隣保館運営委員会)

第6条 隣保館の運営について市長の諮問に応ずるため、近江八幡市隣保館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(隣保館の使用等)

第7条 隣保館は、業務に支障のない限り隣保館の目的に類似する公衆の集会等の用に供することができる。ただし、市長が適当でないとき、この限りでない。

(隣保館の使用の許可)

第8条 隣保館を使用しようとするときは、別に定める申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

(隣保館の使用の不許可)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は備品等を汚損し、若しくはき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他隣保館の管理運営上必要があると認められるとき。

(平12条例44・追加)

(隣保館の使用料)

第10条 隣保館の使用料の徴収及び減免措置については、近江八幡市使用料条例(昭和45年近江八幡市条例第31号)の定めるところによる。

(平12条例16・一部改正、平12条例44・旧第9条線下)

(使用料の納付)

第11条 前条の使用料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(平12条例44・旧第10条線下)

(使用の責任)

第12条 隣保館又は設備、その他の物件の使用許可を受けたものは、次の責任を負わなけ

ればならない。

- (1) 善良なる管理者の注意をもつて、その建物、設備その他の物件を管理し使用すること。
 - (2) 使用期間中に、建物、設備、その他の物件を滅失し損したときは、何人の所為によるものであつてもその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項第2号の賠償額は、その都度市長がこれを定める。

(平12条例44・旧第11条繰下)

(使用の拒絶又は取消)

第13条 使用の許可を受けたものが、この条例又は市長の指示命令に違反し、若しくは違反するおそれのあるときは、その使用を拒絶し又は取消すことがある。

(平12条例44・旧第12条繰下)

(施行の細目)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平12条例44・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年条例第9号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年条例第34号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則(昭和53年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第44号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

○近江八幡市立教育集会所の設置等に関する条例

昭和47年7月1日

条例第25号

注 平成12年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)の規定に基づき、住民の生活、文化の向上に資するため、近江八幡市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理の委託)

第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、集会所の管理を設置地の公共的団体に委託することができる。

(事業)

第4条 集会所は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学級講座の開設、諸集会の開催その他社会教育活動に関すること。
- (2) 住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (3) 同和行政の総合調整推進に関すること。

(職員)

第5条 集会所に所長その他必要な職員を置くことができる。

(使用制限)

第6条 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、使用を認めない。

(平12条例44・追加)

(運営)

第7条 集会所の運営について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(平12条例44・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

付 則(平成4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第44号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

別表

名称	位置
近江八幡市立八幡教育集会所	近江八幡市八幡町170番地
近江八幡市立八幡教育集会所(別館)	近江八幡市八幡町258番地の1
近江八幡市立大森教育集会所	近江八幡市大森町88番地
近江八幡市立住吉教育集会所	近江八幡市池田木町809番地
近江八幡市立堀上教育集会所	近江八幡市堀上町251番地
近江八幡市立末広(第1)教育集会所	近江八幡市末広町556番地の1
近江八幡市立末広(第2)教育集会所	近江八幡市末広町284番地の2